平成２２年（フ）第８２６号
千葉県松戸市新作134番地の５　プロムナード北松戸１―716
債務者　平塚　洋子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８２７号
千葉県松戸市横須賀２丁目16番地の27
債務者　河野　廣一
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８３２号
千葉県柏市今谷上町43番地の112
債務者　加納　烈瑠
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８４３号
千葉県柏市あけぼの１丁目３番10―301号
債務者　谷田部浩二
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８４９号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷９丁目２番18―302号
債務者　澤口　忠雄
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８５７号
千葉県柏市高柳1459番地３エレガンスハープＡ―101号
債務者　伊東　美穂
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８６３号
千葉県柏市東上町９番15号　ファミーユエスケー105号
債務者　木村　信治
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８６７号
千葉県松戸市稔台２丁目47番地の１　パールハイツ205号
債務者　土井　秀樹
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８７７号
千葉県松戸市常盤平柳町13番地の１　ガーデンプレイス常盤平Ａ棟101号
債務者　積田　順吉
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８８１号
千葉県柏市大塚町１番16号　黒田荘202号
債務者　石原末次郎
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８８６号
千葉県流山市大字西平井1027番地の13
債務者　菊地　　實
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１０８５号
北九州市小倉南区高野３丁目５－８　ソレアードＴＲ　ＥＦ　Ｆ棟202号
債務者　川端　竜二
1　決定年月日時　平成22年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１６８号
北九州市八幡西区鳴水町３番38号
債務者　小浦　朋子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１６０号
鹿児島県曽於市末吉町諏訪方7970番地８
債務者　右田　洋子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第２６６号
福島県いわき市金山町朝日台201番地の５
債務者　古川　直史
1　決定年月日時　平成22年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第６４２号
埼玉県三郷市鷹野５丁目303番地３　タカノハイツＡ－１
債務者　高谷　　徹
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６５６号
埼玉県三郷市彦川戸１丁目175番地１
債務者　須長　　明
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係